

大阪市指定介護保険事業者に対する運営指導業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

大阪市指定介護保険事業者に対する運営指導業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

介護保険法(平成9年法律第123号。)第24条の2の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者に対する運営指導の一部を指定市町村事務受託法人に委託することにより、介護給付費等対象サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化をより一層推進する。

運営指導業務の一部委託にあたり、受注者のもつ事業者支援に関するノウハウや、介護保険制度に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

指定訪問介護等事業所等に係る定型的かつ定例的な運営指導の一連の業務のうち、実施通知原案の作成、日程調整、実施通知の発送、現地における運営指導、大阪市への報告及び結果通知原案の作成

(3) 事業規模（契約上限額）

※税率10%

	契約金額(税込)(円)
令和8年度 (令和8年4月1日～令和9年3月31日)	37,793,285
令和9年度 (令和9年4月1日～令和10年3月31日)	37,848,972
令和10年度 (令和10年4月1日～令和11年3月31日)	37,848,972

(4) 契約期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

(5) 履行場所

市内指定訪問介護等事業所、指定訪問看護事業所、指定福祉用具貸与事業所、指定特定用具販売事業所

なお、現地における運営指導以外の業務を行う事務室は、受注者が確保するものとする。

令和8年4月1日から令和9年3月31日は426か所

令和9年4月1日から令和10年3月31日は471か所

令和10年4月1日から令和11年3月31日は471か所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

運営調査のための法人情報をはじめとするデータ等を提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。

契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 業務委託料

業務委託料は、上記2(3)に記載の額を契約上限額とし、受注者が提出した企画提案書における「提案見積と積算根拠」に記載の額とする。

ただし、令和8年度～令和10年度の各年度予算が成立しない場合、契約を解除することがある。(各年度予算が変更された場合は、受注者と協議の上、契約の一部を変更して契約を締結する場合があり、原則として、受注者はこれに応じなくてはならない。)

(3) 委託料の支払い

委託費の支払いは、業務終了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき四半期ごとの確定払いにて支払う。

(4) 契約書案

別紙参照

(5) 契約保証金

「大阪市契約規則」第37条第1項第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

ア 法人格を有していること。

イ 介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人の指定を現に受けていること。又は契約予定日（令和8年4月1日）までに、受ける見込みであること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

エ 参加申請時において、引き続いて1年以上営業等をおこなっており、かつ、次に掲げるものを滞納していないこと。法人税、消費税、地方消費税（大阪市内に法人本部または事業所を設置している場合は加えて）大阪市内事業所等の法人市民税及び固定資産税
オ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

カ 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

キ 当該法人の役員またはその事業所・施設を管理する者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの）に該当する者がいること。

5 スケジュール

- | | |
|----------|------------|
| ・ 公募開始 | 令和7年11月13日 |
| ・ 質問受付開始 | 令和7年11月20日 |
| ・ 質問受付締切 | 令和7年11月27日 |

・ 質問に対する回答(ホームページ掲載)	令和7年12月5日
・ 企画提案書の提出期間	令和7年12月22日から24日
・ 事業者選定会議（プレゼンテーション審査）	令和8年1月20日
・ 選定結果通知	令和8年2月2日
・ 契約締結・事業開始	令和8年4月1日
・ 事業完了	令和11年3月31日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問等の受付

- ア 受付期間 令和7年11月20日から令和7年11月27日9時00分から17時00分まで
 イ 提出方法 別紙「質問票」に質問内容を記載し、福祉局高齢施策部介護保険課（指定指導担当）担当までFAXまたはE-Mailにより提出すること。
 　なお、質問票を提出した場合は、電話にて到着確認を行うこと。
 ウ 回答 令和7年12月5日にホームページにより回答する。

(2) 申請書類の提出

- ア 申請書類は次のとおりとする。
 (ア)公募型プロポーザル参加申請書（様式1）
 (イ)申請内容確認書（様式2）
 (ウ)法人の概要（様式3）
 (エ)法人役員名簿（様式4）
 (オ)企画提案書（様式5）
 (カ)定款
 (キ)法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 (ク)印鑑証明書（写し不可）
 (ケ)法人税・消費税及び地方消費税に未納税がない証明書、法人市民税並びに固定資産税の納税証明書又は理由書
 (コ)事業報告書
 (ハ)貸借対照表、損益計算書（事業活動収支計算表）、キャッシュフロー計算書（資金収支計算書）、財産目録
 (シ)事業計画書、収支予算書
 (ス)就業規則の写し
 (セ)法人所轄庁による監査結果通知及び当該通知に対して法人から所轄庁へ提出した改善報告書の写し
 (リ)法人の概要がわかるパンフレット等
 ※(ケ)(コ)(ハ)については令和6年度分、(シ)については令和7年度分

イ 企画提案書の必須記載項目は、様式5に定めたとおりとし、全体で100ページ以内、A4版で提出すること。

ウ 受付期間
 令和7年12月22日9時00分から24日の17時00分までに提出場所に持参すること。
 ※持参による提出とし、郵送は認めない。なお、持参の際は事前に提出日時の連絡を担当まで行うこと。

エ 提出部数

5部(正本1部、副本4部(複写可))
 目次を作成し、資料番号ごとにインデックスを貼付のうえ、製本すること。なお、副本4部については、匿名性を確保するため、応募事業者の名称及び代表者氏名について、

マスキング(匿名化)処理を行うこと。

才 提出場所

福祉局高齢施策部介護保険課（指定指導担当）

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号(船場センタービル7号館南側3階)

7 選定に関する事項

(1) プレゼンテーション審査

① 実施日時

令和8年1月20日（火）

② 実施場所（予定）

〒541-0055

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 船場センタービル7号館 3階

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課（指定指導グループ）

③ 実施方法、留意事項等

- 企画提案書（様式1～5）の副本を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- 1者あたり約30分程度（参加者からの説明を10分程度とし、選定委員からの質疑への応答時間を含む。）とし、参加者は1者あたり5名以内とする。
- 実施日時及び実施場所については、応募状況等により変更の可能性がある。詳細については、【様式1】に記載の担当者メールアドレスあてに通知する

(2) 選定基準

審査は、次の項目とその配点により、公平かつ客観的な審査を行うものとする。

1. 組織体制（法人に安定した事業運営を行う能力） 12点

基本方針・理念、高齢者の保健・医療・福祉に関する実績、経営の安定性、運営能力

2. 業務に関する提案 28点

業務の基本方針、具体的手法、具体事例への対応、付帯業務の提案、類似事業の実績

3. 能力要件 36点

従事者、実施体制、マニュアル

4. その他 24点

市の施策との整合性、個人情報保護の取り組み、法律問題への対応能力、人権侵害・

虐待の防止策、苦情解決の取り組み、環境への取り組み

計 100点

(3) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、大阪市指定介護保険事業者に対する運営指導業務委託事業者選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、業務提案と能力要件の合計評価点が高い方を契約候補者として選定する。ただし、法人に関する事項、業務に関する提案、能力要件、その他の4項目のいずれかの小計につき、選定委員の一人以上に0点の採点があった場合は、契約の目的が十分に達成できないと判断し、契約候補者として選定しない。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこ

ウ 優先交渉権者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開

示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、
非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。
(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係
暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒541-0055 大阪市中央区船場中央3-1-7-331(船場センタービル7号館南側3階)

大阪市福祉局高齢施策部介護保険課(指定指導担当)

☎ 06-6241-6312 Fax 06-6241-6608 E-mail fa0030@city.osaka.lg.jp